

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
1020010	株式会社による農地利用条件の緩和	農業経営基盤強化促進法第4条第4項、4章の3	農業生産法人以外の法人は農業経営基盤強化促進法に基づく(特定法人貸付事業により、農地の権利取得のうえ農業を行うことが可能	D	-	特定法人貸付事業は、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものが相当程度存在する区域であって、市町村が同事業を実施することが適当であると認められた区域において実施することとされており、市町村の判断により実施区域を地域事情に応じて柔軟に設定することが可能となっている。 実際に、多くの市町村では、実施区域が「市町村全域、や「旧市町村単位」といった形で広域に設定されているところである。また、特定法人貸付事業により貸し付けられる農地は、実施区域内の農地であればよく、必ずしも遊休農地等に限定されているものではない。			D	-		1001010	現に農業生産が行われかつ耕作放棄の懸念の無い農地であっても、株式会社が農地として借り受けることができるものとする。	農業生産者(後継者を含む)の経済基盤を安定させ、資本金の乏しい生産者であっても生産合理化の手段として一般企業(株式会社)の資本を活用できるようにする。 具体的には、現在は耕作放棄地またはこれに準じる農地が相当見込まれる地区において株式会社で借入れて農業に用いることができるものとなっている制限を地域事情(または地域農民の意思)に応じて撤廃し、小規模営農者(ならびにその後継者)が共同の意思として市町村を介して株式会社に農地を貸し、地域における農業を存続発展させることができるようにする。 営農者(ならびにその後継者)が当該株式会社から従業員として雇用される場合には、生産地域の気象・地質・その他の特性に応じた生産力の安定化を図りつつ、農業生産者の生活を安定化させることにも資するもので、農業従事者の生活基盤を安定化させることになる。	提案理由: 農業の大規模化、効率化を図るには、農業生産法人を自ら設立することが考えられる。しかし、生産者は必ずしも出資できるわけではないし、経営リスクを欠く場合もある。このような零細な生産者は引き続き後継者が絶えるまで零細な状況に甘んじざるを得ない。後継者不足を加速させる一因となっていると考える。 生産者の耕作放棄が懸念される状態まで手を拱くのではなく、耕作放棄の懸念が生じる前に農業生産の経営安定化を可能とすることが本案の目的である。 企業が事業から撤退した場合に規模を維持できず耕作地として荒廃してしまう懸念がある。しかし、借用農地は農地法第4条転用制限と、同法第20条の契約終了の制限により、既に予防的措置は講じられている。	個人	農林水産省	
1020020	一般の株式会社でも、5ha以上の大規模な造成を行う場合は、農地を取得(購入)し、農業および農業研究等ができるように規制を緩和する。	農地法第3条第2項第2号の2	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	-	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られる組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんとして農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必須になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なし(開発なし)」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているコーポラとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強く図られているという特徴があることから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められるものであるか疑問である。 また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考えられる。 したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 なお、特定法人貸付事業を活用することにより、一定の条件の下で、一般の株式会社であっても、リース方式により農業参入することが可能であることから、こちらの制度を活用されたい。			C	-		1003010	農地法では、一般の株式会社が農地を取得することが規制されているが、農地を取得することを可能とし、農地だけではなく、原野・山林等も合わせて、広範囲(5ha以上)にわたり造成し、農業、産物研究およびその関連業ができるようにする。	株式会社が、農地を含む山林等を購入・造成し、そこで大規模に農業を営む。また、他の営農者にとって経済上リトのある余力、無農業有機農業の研究をし、その成果を普及させる。農業にF(A(アクトリー・ト・メーション)の技術を取り入れ、機械化を図る。 省力・無農薬有機農業普及のため、現場および研究施設の見学コース、研修のための施設を作る。 定年退職した人に働(場所を提供し、また近隣の農家の意見を取り入れ、無農薬・自然に開拓する農園内プロジェクトを起業し、農家の人も雇用し、もって地域の活性化をも図る。	山林・原野等および分散した農地を取得・造成し、農業を大規模に行う場合は、農地のリース特区制度は適していない。農地を1ha以上まとめることができれば効率的な大規模農業の経営が可能となる。具体的には、本来の機械化の効果を受けられるようになり、生産性が大幅に向上する。また、単位数あたりの収入も大幅に伸長する。 造成後の地目も、農地部分は農地とするため、他の用途で使用される危険性は、通常の農地と同様である。 また、山間地の農業(耕作業)が、造成することで容易になる。優良農地を増やすことにもつながる。 農業生産法人を新規に設立した場合は、造成費等、多大な費用が発生し収益が見込めないが、他の事業を営んでいる株式会社が主体となって事業を行えば、費用をその会社内の経費として処理できるメリットがある。 また大規模農業により、販売価格が安く、付加価値のある食料を安定供給することができる。	株式会社アイエイアイ	農林水産省	
1020030	農業振興地域整備計画見直し時における農地区域設定基準の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条	土地改良事業等の施行にかかる土地等は、農用地区域に指定しなければならないこととされているが、一定の要件を満たす土地については、農用地区域に含めないこととされている。	D	-	市町村が条例に基づき定める地域の農業の振興に関する計画において、農業上の利用を確保し、土地の区域(以下「農用地保全区域」という。)と当該区域内の農地を保全し効率的に利用することを目的として地域において通常発生している農地転用に計画的かつ適切に対応するための区域(以下「非農用地予定区域」という。)及び非農用地予定区域内に設置する施設を定めた場合は、農用地保全区域については、農地として継続的かつ安定的に保全(農用地区域に指定されていない農地については農用地区域へ編入)することができる。非農用地予定区域内において当該計画に定められた施設を設置する場合には土地改良事業等の施行にかかる土地等であっても農用地区域からの除外ができることとなる(農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2)ことから、提案の趣旨を実現できる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。		D	-		1023010	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号および農業振興地域制度に関するガイドラインの規定である「土地改良事業等の施行にかかる土地は農用地区域とする。基準については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な区域から除外することができる。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律が施行(昭和44年9月)される以前に完了した土地改良事業に対する特例措置。	出雲平野は全国でもまれな「散村集落」であり、平野の中に住宅、集落が点在している。これらで、その点在する宅地に隣接した開発により、混在化が進んできたこととまった農地を確保しにくい状況である。同時に経済情勢の変化による大規模な開発もあつた。散村という独特な地形に対応した土地利用計画とするため、農用地区域としない「その他区域」を都市計画用途地域周辺に設定することで非農農利用の需要増大に対処すること、その外側の農地については、その集団性を阻害しない区域として明確化すること、市民の理解を得て、秩序ある土地利用を図る。	出雲市において農振法施行以前に実施した土地改良事業は、区画面積も10a程度と小さく(農地の幅員も狭いが、これまで40年間にわたり米作を中心とした地域農業の維持発展に貢献してきた。しかしこの間、兼業化が進み、さらに近年、土地改良地域内の一部においては、その後の道路網の発達とともに農地が進展し、集団的な農業の振興が難しくなった地域もある。また、土地改良実施後から始まった米の生産調整は昭和50年代半ばから加速し、現在45%の調整率となっていることは営農意欲も減退させ、米以外の作物生産も排水条件等により制約されている土地もある。 このように、土地改良事業は一定の効果を生み出してきたが、40年という年月はさまざまな経済情勢の変化をもたらした。現在の効果はすでに消滅した地域も存在している。土地改良実施後の経過年数、土地改良の水準に照らし、一律に農用地区域に指定するという基準を緩和していただきたい。	出雲市	農林水産省	
1020040	登山道における保安林作業許可の単純化	森林法第34条第2項	保安林内において、土地の形質の変更する行為等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	D	-	保安林は、水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能の発揮上特に重要な森林が指定されているものであり、保安林内における土地の形質の変更の行為等については、立木の生育を阻害し、又は土砂の流出や崩壊により保全対象に悪影響を及ぼすおそれがあることから、森林法の規定により都道府県知事の許可制とされている。保安林内における土地の形質の変更の行為の許可は、許可申請に応じ、行為をする場所、期間及び作業内容等についてなされるものである。あらかじめ複数年にわたる期間で登山道等の全区域を対象として許可を受けた場合には、当該期間、作業内容等が許可の範囲内であれば、当該行為については改めて許可申請をする必要はないことから、本件については現行制度により対応可能である。なお、許可制を届出制にすることがについては、保安林の機能に支障を及ぼす行為を未然に防止することが不可能となり、当該行為により土砂の流出・崩壊その他の災害が発生するおそれが生じることとなるため、困難である。	法第34条第2項第5号及び施行規則第22条の1によれば、倒木又は枯死木の崩壊については、軽易な行為としてそもそも許可不要である。提案内容のうち、倒木の除去については許可可期間のものが不要であると考えられる。崩れた登山道の修復等、現状復旧を行う行為は、土地の形質の変更の行為には当たらず、許可を要する行為ではないのではないかと、このような観点から提案者求める登山道の維持修繕に掛かる限定的な作業についてのみ、このような軽易な作業の範囲に加えることはできないかと、複数年にわたる期間で許可を得た場合でも、期間終了時に再度許可申請を行う場合に再び手続きに長期を要することがないよう、手続きを簡素化することはできないかと、右提案者意見と併せて再度検討し、回答された。	積雪地では、雪解けとともに予想もしないところ登山道が凍む。豪雪地での雪解けは7月上旬となり、手続きをしても許可が出るまでに登山シーズンを迎えてしまつてから整備が間に合わない。登山道については、保安林の維持管理にも欠かせないものである。また、既存登山道の整備は、立ち木の生育を阻害する恐れは考えられない。土砂の流失や崩壊を未然に防止するために行う整備を実施するものであり、災害の発生を未然に防ぐものである。許可を待っている間に災害が起きることも懸念され、届出制に長期を要することがないよう、手続きを簡素化することは合理的である。	B-1	-		1035010	現在の制度では、保安林内にある登山道の維持修繕に係る保安林作業の年、雪により道が崩れたり、立ち木が倒れたりしている。雪解け後、すぐに補修しないと登山者の安全に支障をきたすことが懸念されるが、雪が解けて現状を把握できるまでの日数もかかる上、その後の保安林作業許可申請の手続きにも日数がかかる。すぐに作業できない現状がある。市が管理している保安林の登山道については、届出だけで済むように規制緩和してほしい。	出雲平野は全国でもまれな「散村集落」であり、平野の中に住宅、集落が点在している。これらで、その点在する宅地に隣接した開発により、混在化が進んできたこととまった農地を確保しにくい状況である。同時に経済情勢の変化による大規模な開発もあつた。散村という独特な地形に対応した土地利用計画とするため、農用地区域としない「その他区域」を都市計画用途地域周辺に設定することで非農農利用の需要増大に対処すること、その外側の農地については、その集団性を阻害しない区域として明確化すること、市民の理解を得て、秩序ある土地利用を図る。	保安林内作業許可の単純化が簡素化されれば、登山道の修繕がしやすくなり、NPOやボランティア団体の作業日程の調整も容易にできる。	妙高市	農林水産省	
1020050	新規就農時における農地取得の下限面積の緩和措置	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4	農地等の権利移動の許可については、取得後の農地等の面積が、原則として50アール(知事が別に定めている場合はその面積)以上であることが要件となっている。また、この知事が設定する別段の面積については、耕作放棄地等が多い地域にかかわらず、地域の判断で10アールまで柔軟に引き下げることも可能となっている。	C	-	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を抑制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利取得できるように誘導することを目的に許可を控えている。新規就農者に限って10アール未満の農地の取得を認めることは、零細・非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるため、認められない。 農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を抑制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利取得できるように誘導することを目的に許可を控えている。新規就農者に限って10アール未満の農地の取得を認めることは、零細・非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるため、認められない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	指摘のとおり、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくないのは承知している。しかしながら、荒廃や担い手の高齢化かつ後継者不足が深刻な問題となっている中山間地域は対応はどうかというべきなのか。特に中山間地域は2.5aといった水田等が多く、しかも未整備田がほとんどである。果たして、このような地域で生産性が高く、自立できるような農業が展開できるのか。現在、進められている強目横断的経営安定対策などは、認定農業者であれば5ha以上、集落営農組織であれば20ha以上の経営面積が必要とされており、これらに対する集積は、平坦地域の整備田であれば考えられるが、認定農業者や集落営農組織が権利移動を受け得られない中山間地域の未整備田(水田)などの農地はどうかというのか。	C	-		1035020	新たに耕作目的で農地の権利(所有権や借権など)を取得し、農業を始める場合は、下限面積を10アールとして農地法を改正が行われた。しかしながら、農業を初めて行う者にとって、10アールという下限面積では、畑作では経営や有効利用は困難であり、面的には縮小されたが新規就農者にとっては問題解決となっていない。現在では10アールまで緩和されたが、都市住民が移住し、初めて農業を行うに当たっては10アールでも厳しい面積条件であるため、誰でも農業を行うことができ、また後継者不足の解消、農地の保全など、将来的には地域の担い手にも役立つように下限面積を廃止する。	山間部等の地域の農業の生産性が低く農業で自立し得ないような小規模農地について、農地の保全や交流、定住促進を目的に、10アール未満の小規模農地で老後の生きがいや一つのライフスタイルとしてといったような趣味的な農業を行うのであれば「特定農地貸付」に関する農地法等の特別に関する法律、及び「市民農園整備促進法」による特定農地貸付制度を活用していただくことにより提案内容は実現可能と考える。	交流・定住を目的として、団塊の世代や若者を対象とした事業を展開している中で、参加者は「田舎で暮らし、農業を始めたい」といった意見が多数である。 しかしながら、下限面積の規程により、移住しても簡単に農業を始められない状況であり、事業成果が上がりづらい状態である。 現在は10アールまで緩和されたが、都市住民が移住し、初めて農業を行うに当たっては10アールでも厳しい面積条件であるため、誰でも農業を行うことができ、また後継者不足の解消、農地の保全など、将来的には地域の担い手にも役立つように下限面積を廃止する。	上記支援措置を適用し、移住者の農地取得時における下限面積の規制を撤廃できるようにすれば、いつでも、だれでも簡単に農業を行うことができる。	妙高市	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020060	第5種共同漁業権の交付が可能となる緩和	漁業法第14条第8項	共同漁業権は、漁場を水産動植物の採捕や養殖を行う漁業者が共同して利用する性格から、関係地区の漁業者で構成する漁業協同組合に限り免許している。	C		1 市は、ふ化放流事業など漁業資源の増殖事業を行いつつ、遊漁規則の策定による規制や遊漁料等の収入を得て安定的な資源管理を図り、また、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指すとしているものである。回答によれば、北海道内水面漁業調整規則により、漁業調整、水産資源の保護増殖について必要な対応が可能とされているが、申請のうち、調整規則による対応ではできないものが何か、具体的にご教示願います。 なお、今後の本提案に係る検討の参考としたいので、下記の内容について、ご教示願います。 ・漁業関係法令上、漁業者とは、専業者に限らず、営利を目的(市場等で、販売するなど一定の利益を得る)として反復継続して水産動植物を採捕をしている者としていますが、千歳市に限らず、近隣に居住する人を含め、こうした定義をした場合についても、本主に1人もいないのですか。 ・いるとしたら、年間、どの程度従事していますか(準備期間を含む)。 ・一定程度存在しているとすれば、組合の設立も可能かと思われませんが、なぜ、設立できないのですか。	1 市は、ふ化放流事業など漁業資源の増殖事業を行いつつ、遊漁規則の策定による規制や遊漁料等の収入を得て安定的な資源管理を図り、また、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指すとしているものである。回答によれば、北海道内水面漁業調整規則により、漁業調整、水産資源の保護増殖について必要な対応が可能とされているが、申請のうち、調整規則による対応ではできないものが何か、具体的にご教示願います。 なお、今後の本提案に係る検討の参考としたいので、下記の内容について、ご教示願います。 ・漁業関係法令上、漁業者とは、専業者に限らず、営利を目的(市場等で、販売するなど一定の利益を得る)として反復継続して水産動植物を採捕をしている者としていますが、千歳市に限らず、近隣に居住する人を含め、こうした定義をした場合についても、本主に1人もいないのですか。 ・いるとしたら、年間、どの程度従事していますか(準備期間を含む)。 ・一定程度存在しているとすれば、組合の設立も可能かと思われませんが、なぜ、設立できないのですか。	千歳市はヒメマスのふ化放流事業を行うかたわら、北海道が実施する監視業務に協力をしてきています。今後、本市が遊漁や自然保護との調和を図りながら、増殖事業等を継続するために必要となる規制緩和とありますので、ご配慮願います。北海道内水面漁業調整規則では、遊漁者に遊漁料の負担をお願いする根拠を求めていることは出来ませんが、支笏湖地区内に漁業者が存在することから、千歳市が遊漁や自然保護との調和を図りながら、増殖事業等を継続するために必要となる規制緩和とありますので、ご配慮願います。	C		1 第五種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同して利用して漁業を営むことを前提としたものです。支笏湖においては漁業者又は漁業を営む者が存在せず、今後も見込めないことであるため、漁業を営む者の利益を第三者から保護するという漁業権の趣旨からして、今回の特区申請の提案について第五種共同漁業権での対応はできません。 2 ただし、支笏湖の自然環境と魚類資源を活用した地域振興の要望については、新規立法によらずとも以下の手法を組み合わせた振興策により、達成が可能と考えます。 魚類の資源管理や保護に関しては、漁具・漁法の制限、禁止区域や禁止期間の設定については北海道内水面漁業調整規則により対応が可能であり、また半数制限や尾数制限については資源状況や利用実態により内水面漁場管理委員会指示による対応が可能です。 行政庁における金銭の徴収について、漁業調整規則に基づいて行うことはできませんが、海面で行われている種苗放流について、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	1049010	第5種共同漁業権の適格性を有する者は漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に限定されているが、漁業を営む組合員を有しない市町村に対しては、組合員を有しないこととする。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産物店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。漁業権に基づく遊漁料をヒメマスの増殖事業やヒメマスの生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務に充てることにより、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。 また、採捕については、組合員を有しないこととする。	千歳市は支笏湖のヒメマスの資源保護と増殖を図るため、平成10年に国から移管されたふ化場で親魚の採捕から採卵、孵化、放流を行っている。市として、年間約2千万円を投じているにもかかわらず、愛好家によって釣られたヒメマスの多くは市外の市場等で売られ、市民はもとより、地元の旅館や飲食店等への還元は少ない状況となっている。 市は厳しい財政事情のもとヒメマスの資源保護を継続していくことは困難になりつつあり、増殖事業の安定化のためには、漁業権取得による事業の推進が必要となっている。 また、支笏湖には漁業者が存在しないことや、ヒメマスの餌料となるプランクトンの減少等により、安定した漁獲が見込めず、漁業協同組合設立による単独経営は困難性が強いことから、漁業協同組合設立による共同漁業権の取得は極めて難しい状況にある。	千歳市	農林水産省
1020070	第2種区画漁業権の交付が可能となる緩和	漁業法第6条第4項第2号	第2種区画漁業権は、人工又は天然の囲障の中で養殖業を営む者に対し免許される。	C		第2種区画漁業権は、一定の区画内において養殖業を営む者に対し与えられる免許であり、その区画の範囲は事業規模、養殖手法等を勘案し、都道府県知事が判断するものであることから、特区としての対応は出来ない。	都道府県知事が漁業権交付可能と判断する場合は、提案内容は実現可能と考えられるが、右提案者意見と併せて再度検討し、回答された。	北海道との協議の中では、広大な支笏湖全面においては資源管理が困難であるとの考えから、第2種区画漁業権を交付することは出来ないとして示されたことから、規制の緩和を求めているものです。千歳市は平成11年から水産庁より支笏湖ヒメマスふ化場の移管を受けて増殖事業を行っており、稚魚の放流にあたってはヒメマスの資源管理の一環として、資源管理に努めています。現在までの実績を認め、今後のヒメマスの資源管理の一元化と増殖事業の継続のため、是非ともご配慮をお願いします。	C		1 千歳市の養殖計画の内容は、養殖業を営む内容となっており、要件緩和や区画要件の法定化では対応できません。養殖業とは、計画的に種苗を確保し、積極的に投餌等によってその個体の重等を顕著に増進させ、かつ、計画的に収穫し得るような高度な管理下に置かれるものを用い、粗放的な管理であった、増殖程度のものは、養殖とはいいません。 2 一般に、第2種区画漁業権は、知事が事業内容を判断し、内容が適正で調整上も問題がないのであれば、許可されることとなります。	1049020	第2種区画漁業権の免許要件については、漁業法の中で面積や規模等の基準を規定していないことから、支笏湖全面に交付可能な水域であること、漁業権の設定が可能な水域に該当しない場合は、第2種区画漁業権を支笏湖全面に交付できるよう緩和する。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産物店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。漁業権に基づき市条例による遊漁料収入をヒメマスの養殖事業に充てるほか、生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務を通じて、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。 ヒメマスの枯渇を回避するために遊漁と漁獲の均衡に配慮しつつ、資源の状況を勘案して、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	千歳市は支笏湖のヒメマスの資源保護と増殖を図るため、平成10年に国から移管されたふ化場で親魚の採捕から採卵、孵化、放流を行っている。市として、年間約2千万円を投じているにもかかわらず、愛好家によって釣られたヒメマスの多くは市外の市場等で売られ、市民はもとより、地元の旅館や飲食店等への還元は少ない状況となっている。 北海道は広大な支笏湖での資源管理は困難であるとの考えから、支笏湖全面に第2種区画漁業権を交付しないこととしている中で、支笏湖を一定の区域に区切ることは、物理的措置や環境面及び資源管理等の課題の解決を要し、極めて困難なものとなっている。 市は厳しい財政事情のもと、貴重な資源であるヒメマスを適切に管理し、安定的な資源の育成と地域振興を図るためには、漁業権の交付を受けることが不可欠となっている。	千歳市	農林水産省
1020080	農業産業を中心とした基礎整備活性化	農業振興地域の整備に関する法律第10条、第13条	農用地区域は農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等以外の用途に供するために、市町村農振整備計画の変更(農用地区域からの除外)をすることが必要である。	D	-	農具小屋は農業用施設に含まれることから、農用地区域内の土地の用途を農業用施設用地に変更したうえで提案の趣旨を実現できる。 また、農業者の住宅を農用地区域内に建設することはできないが、農業従事者や就農希望者向けの一部の住宅施設のうち一定のものについては、市町村が必要と認め、農用地区域以外に代替する土地がないと、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じおそれないこと等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更することが可能(農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第2号)である。 さらに、その他の住宅についても上記の要件に加え、土地改良事業完了公告後8年超を経過していること等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画の変更(農用地区域からの除外)が可能であり、提案の趣旨を実現できる。			D	-	1066010	農振農用地区域内に農業者の住宅を建設できるように農地転用の緩和を認めて欲しい。 農具小屋、住居を一体的に振興する長期滞在施設を建設する場合における港湾法の高さ制限を緩和して欲しい。 鳥獣保護区域内に鳥獣観察小屋を設置できるように緩和して欲しい。	当地域は土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になり、島を離れた若者が帰ってきても家建てをスベースが少なく農地までの距離などから農業の意欲が出ません。このため、農用地区域内に農業者の住居を建設できるように規制を緩和して欲しい。 長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難です。農具小屋と農業を一つにした長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。 自然を守りながら、人の立ち入る所として観察可能な場所を設け双眼鏡などで鳥獣の観察ができるようにしたい。	S50～60年(くらい)までに、当地域は大掛かりな土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になった。住宅地域には年寄りが多く、軽トラやオートバイによる畑への通勤は農をこると通勤が困難になり農業をやめる人が多い。1000坪ほどの農地の端に農具小屋や、住居が建てられれば、農業を行なう若者はぜひに増える。地元、羽地内海は松島を彷彿させる景観がある。長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難。羽地内海には千歳が多くのグループなどがありその自然体験を休める場所も学校が多く、四季を通じて色々な深み鳥が休む場所でもある。その様な自然を守りながら、人の立ち入る所として観察できる場所を設け、双眼鏡などで鳥獣の観察ができるように12所ほどの施設の設置をしたい。	NPO法人 有明会	農林水産省 国土交通省 環境省	
1020090	株式会社等の農地取得	農地法第3条第2項第2号?	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	-	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られる組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんとして農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必須になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なし(開発なし)」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているコーポラティブとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強い(図られている)という特徴があることから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められるものであるか疑問である。また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後に、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考えられる。したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 なお、耕作放棄や他用途への転用などを防ぐための農業専用特区制度を設け、同区域内では民間企業も含めて農地取得を可能にするべきとの御主張については、農地の権利取得の時点できちんとして耕作放棄や他用途への転用などを防ぐための農業専用特区制度を設け、同区域内では民間企業も含めて農地取得を可能にするべきだ。		C		1065010	北海道新聞2006年6月13日の報道によると、WTO新ラウンド交渉やFTA/EPAの推進により自由貿易体制を維持・強化することは貿易立国日本にとって利益である。にもかかわらず、主として農業分野の競争力の低下によりわが国が国産品の競争力に劣る状況に陥りつつある。農業の構造改革推進による強い農業を実現することはわが国の外交、貿易政策にまたがる多面的関心事項である。加えて本国会において農業関連改革法が通過した。これは一定規模以上の農家に限って直接補償することで生産規模拡大する意欲強い農業経営者を育成・強化する攻めの農政実現のためである。農地取得は生産規模を拡大・経営の安定化を図るための重要な手段であり、企業規模の農家の育成はわが国農家の競争力強化につながる政策である。農業専用特区において恒久的農業振興地区指定等により土地の用途を農業に限定するとともに参入経営者に農業従事義務を課すことと併せて指摘される状況は防止できる。	個人	農林水産省				

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管関係官庁
1020090	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の承認	農地法第3条第2項第2号の2	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	-	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られ得る組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんと農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必要になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なくして開発なし」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているローバとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強く(図られているという特徴がある)ことから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められ得るものであるか疑問である。 また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考えられる。したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 また、特定法人貸付事業は、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものが相当程度存在する区域であって、市町村が同事業を実施することが適当であると認められた区域において実施することとされており、市町村の判断により実施区域を地域事情に応じて柔軟に設定することが可能となっている。実際に、多くの市町村では、実施区域が「市町村全域」や「旧市町村単位」といった形で広域に設定されているところである。また、特定法人貸付事業により貸し付けられる農地は、実施区域内の農地であればよく、必ずしも遊休農地等に限定されているものではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	C	-	現在、国内の耕作放棄地面積は5年前の2倍と急増しており、新たな担い手を増やすことで、農業の活性化や農地の荒廃を防ぐことが可能となる。 そこで農業に継続的に従事する意欲と能力のある株式会社による農地保有を認めるべきとの意見であるが、株式会社は経営と所有が分離していることから、当初、経営者と株主の趣意で始めた事業であっても、その事業がうまくいかなかった場合、経営者としては事業を継続したいという意志があっても、株主の利益を優先して経営者として事業の中止を判断せざるを得なくなる場合もあり得る。また、株式会社は、株主への配当を行うためにいかに効率よく利益をあげるかが最優先される形態であり、農業と無関係な分野へ利益を求める株主の意向によって安易に農業から撤退する等の経営方針の転換がなされ、農地が適正に利用されない(あるいは、短期間で十分な利益があがらなかった場合や、農業生産以外の目的で農地を利用する方が利益をあげるためには有利であると判断した場合には、株主の意向により経営方針の変更や営業中止を余儀なくされる可能性が高い)と考えられる。 また、農地取得の際の条件付与や事後チェックを通じて懸念の払拭は可能であるとの意見であるが、農地は私有財産であることから、農地としていかに利用するかについては、基本的に権利者の自由が認められるべきものであって、私有財産の利用を強制することに対しては財産権の保障の観点から憲法上一定の制約がある。加えて、事後チェックのため農業委員会や行政機関による農地取得後の利用状況の定期的な監視・指導を強化することについては、これまで制度等に基づき農業委員会や市町村において、耕作放棄地の解消のための指導等に努めてきているところであり、そのためのマンパワー、活動費の負担が大きくなることである。更なる強化については、これらの組織については、経済財政諮問会議や地方分権推進会議等において、農業委員会のスリム化や行政の入り込みが強く求められており、これらの方向性と逆行することとなり、困難と考える。	2003010	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。	株式形態で農業経営を行うことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等様々な面で株式会社等のメリットを活かすことが可能になる。 2005年の農業経営基盤強化法改正により、農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業参加が実現したが、参加可能区域は条件の悪い農地、耕作放棄地に限られており、参加の阻害要因となっている。	(社)日本経済団体連合会	農林水産省		
1020100	農地転用に係る国の関与の排除	農地法第4条、5条、農地法附則	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C	-	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。現在、4ha超の農地転用については農林水産大臣の許可とするとともに、2ha超4ha以下の農地転用については農林水産大臣に協議をすることとしているが、これは、転用面積が大きいほど優良農地が含まれる可能性が高く、周辺農地の営農条件等農業生産に与える影響が大きいため、また、大規模な転用になるほど利害関係者が多くなること等から、国が客観的に全国的な視野に立って総合的に判断する必要があるためである。 総合規制改革会議第3次答申においても、転用規制の運用が地方行政に委ねられていることが地権者の利益を反映することにつながっており、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとなっており、この指摘を受けているところである。 また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け検討を行ってきた食料・農業・農村政策審議会において、農地転用許可権限の在り方を含む農地制度の在り方が議論されてきたところであるが、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ慎重な検討を行うべきとの意見があったところである。 このような議論を踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	C	-	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく(開発行為と距離を客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要がある)と考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、地権者の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり(3)法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	1067010	農地転用は原則知事許可としながら、4ha超の農地転用は農林水産大臣許可とし、2ha～4haの農地転用は農林水産大臣に事前協議しなければならない。	現場に近く地域の実情に精通する基礎的自治体は、市町村合併により規模・能力が拡大しており、許可権者としてこの役割を担うにふさわしいと考え、農地転用は基礎自治体に移譲して、農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより、迅速な対応などが可能となり、住民サービスの向上につながる。	農地転用規制は、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されているが、対象面積で許可権を区分することは、この要請を満たすにあたり合理的とは考えられない。農林水産大臣の農地転用は原則不許可とするなど、転用基準は法定化されており、許可権者によって運用が左右されることはあり得ず、また、対象面積の根拠も合理的なものはない。 大臣許可は、事前協議から換算すると、数ヶ月を要することが多く、知事許可の処理期間が60日間であるのに対して、実際上の処理期間が長すぎる。	広島県	農林水産省	
1020110	農業委員会の必置規制や農地転用許可などの農業会議への諮問の廃止	農業委員会等に関する法律第3条、農業委員会等に関する法律施行令第2条、農地法第4条第3項、第5条第3項	農地の存在する市町村に農業委員会を設置。ただし、区域内の農地面積が著しく小さい市町村(北海道、800ha以下、都府県、200ha以下)には、農業委員会を置かないことができる。都道府県知事が農地の転用の許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。	C	-	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を運行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進に不可欠であることから、市町村が独立した行政委員会として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を引き続き必置とすることが妥当である。 さらに、その区域内に相当程度の農地面積を有している市町村においては、優良農地の確保や農地の利用集積に向けた地域の権利調整活動の取組が極めて重要であり、このため、現在、農業委員会においては、個々の地権者等に対するため、農地や農地パトロールなどの活動に取り組んでいるところである。これらのきめ細かな農地の利用調整活動について、地域の信任を得て選ばれた、地域の実情に精通した農業者が委員となっている農業委員会で行うことは困難であり、特に、市町村合併が進み、農業委員会の活動区域が拡大した中で、地域の農業者のニーズや状況に応じた十分な活動ができなくなる恐れがあること。また、近年、遊休農地の増加が深刻化する中、遊休農地の現状把握や地権者に対する指導に関する農業委員会の果たす役割はますます大きなものとなっていることから、農地面積が一定以上の市町村については、引き続き農業委員会を置く(も)とすることが妥当であると考える。 農地転用に当たっての都道府県農業会議の意見は、広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、総合規制改革会議の3次答申においても、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。このようなことから、農地転用に当たっての都道府県農業会議への意見聴取を廃止することは実現困難である。	都道府県農業会議の意見について、回答では、農地転用に当たっての都道府県農業会議の意見は、広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、総合規制改革会議の3次答申においても、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。また、農地転用規制の厳格な運用が求められる農地転用規制の厳格な運用が可能である。	C	-	必置基準を廃止すれば、農業委員会を設置するかどうかは市町村の財政事情に大きく左右されることとなるが、その場合、必ずしも提案主体が主張する共同設置の体制がとられるとは限られず、農政上設置する必要があっても財政上の理由で設置されなくなる可能性がある。また、合併により市町村の区域が広域化する中で、コスト削減を優先した共同設置が行われれば、活動区域が一層広域化することとなり、農業委員会に期待される、地権者の実情や農業者のニーズに応じたきめ細かな取組を果たすことが困難となるおそれがある。以上のことから、農業委員会の必置基準を廃止し、その設置の判断を全て市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考える。 都道府県農業会議は都道府県とは独立した機関であり、特例条例により市町村に権限移譲されたとしても、都道府県農業会議の意見は市町村を超えた広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。地域限定等することによって都道府県農業会議への意見聴取の必要性がなくなるものではない。	1067140	基礎自治体が地域の実情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い、設置の是非を自ら判断できるように、農業委員会の必置規制を廃止すること。また、農地転用許可等の権限移譲を検討することにより、自主的かつ自己完結的に事務を実施できる。標準処理期間は、例えば、農地転用許可は60日間から40日間に短縮が可能であり、住民サービスの向上につながることも、基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することにより、農地転用に関する農地転用規制の厳格な運用を確保し、農地転用許可等の権限移譲が完了している。しかし、権限移譲を受けた市町村においては、許可権限を有するにも関わらず、県の農業会議に諮問しなければならないため、各市町村において自己完結的に許可事務を行うことができない。	農業委員会の必置規制を廃止することにより、基礎自治体は、地域の実情に応じて、自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。 また、県から農地転用許可等の権限移譲を検討している基礎自治体においては、農業会議への諮問を廃止することにより、自主的かつ自己完結的に事務を実施できる。標準処理期間は、例えば、農地転用許可は60日間から40日間に短縮が可能であり、住民サービスの向上につながることも、基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することにより、農地転用に関する農地転用規制の厳格な運用を確保し、農地転用許可等の権限移譲が完了している。しかし、権限移譲を受けた市町村においては、許可権限を有するにも関わらず、県の農業会議に諮問しなければならないため、各市町村において自己完結的に許可事務を行うことができない。	広島県	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020160	主要農作物種子審査の民間解放	主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)	優良な種子の生産及び普及を促進するため、主要農作物(稲、麦類及び大豆)の種子を生産する者の申請に基づき、都道府県が、その経営するほ場の農作物の審査(ほ場審査)及び当該ほ場で生産された生産物の審査(生産物審査)を行い、都道府県の定める基準に適合すると認めるとは審査証明書を交付する。	C		主要農作物種子法は、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではないとされているが、第5次提案時における三重県からの提案に対し、「ほ場審査や生産物審査は、都道府県が本来実施すべきものであり、民間委託にそぐわないことから、JA等が審査を行い、当該審査結果に基づき「生産物審査証明書」を発行することは、適当ではない」と回答されており、この回答と今回の違いは何か、また、提案者は、仮に同法によらず民間機関による審査・証明を行う独自の制度を創設したとしても、同法による審査請求があればこれを拒否できないため提案の趣旨が実現できないとしており、提案趣旨を実現するためには、民間機関が審査・証明を行う場合には県は審査・証明を行わないとすることが必要である、このような観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答された。	回答によれば、「主要農作物種子法は、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではない」とされているが、第5次提案時における三重県からの提案に対し、「ほ場審査や生産物審査は、都道府県が本来実施すべきものであり、民間委託にそぐわないことから、JA等が審査を行い、当該審査結果に基づき「生産物審査証明書」を発行することは、適当ではない」と回答されており、この回答と今回の違いは何か、また、提案者は、仮に同法によらず民間機関による審査・証明を行う独自の制度を創設したとしても、同法による審査請求があればこれを拒否できないため提案の趣旨が実現できないとしており、提案趣旨を実現するためには、民間機関が審査・証明を行う場合には県は審査・証明を行わないとすることが必要である、このような観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答された。	回答で同法は県以外の者の証明を排除するものではないとあるが、例えば、農業協同組合等を審査機関とする、主要農作物種子法に基づき県独自の審査制度を定めたとしても、法がある以上、生産者から法に基づき「請求があれば、県において法に基づき審査を行わざるを得ず、本県の求める業務のスムーズ化にはつながらない」と回答されている。従って、法第4条に定める審査員及び法第5条に定める証明書の交付主体を都道府県の指定する民間機関に拡大することを検討したきた。なお、民間の審査の結果に基づき、都道府県名の証明書を発行するのは適当でないとしており、提案趣旨が実現できないとしており、提案趣旨を実現するためには、民間機関が審査・証明を行う場合には県は審査・証明を行わないとすることが必要である、このような観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答された。			主要農作物種子法(以下、「法」という。)において「県の技術員」が行なうこととされているが、国及び都道府県が定める基準に従って審査を行うこと。また、当該民間審査機関は、県知事が必要な知識と技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	民間で実施することにより事務の効率化が図られ、住民サービスの向上につながる。また、当該民間審査機関は、県知事が必要な知識と技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	法第4条第4項において主要農作物の種子審査については「県の技術員」が行なうこととされているが、国及び都道府県が定める基準に従って審査を行うこと。また、当該民間審査機関は、県知事が必要な知識と技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	以上ことから、主要農作物の採種に関して県が行っている一連の事務(審査、ほ場審査証明書の交付など)について、民間での実施が可能と考えられる。	広島県	農林水産省	
1020170	海岸管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能にする(海辺活用)	海岸法第五条、第七條 海岸法施行規則第三條	海岸管理者(都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者である地方公共団体の長)は、海岸保全区域において、その管理を行う。また、海岸保全区域内の土地を占有する場合は海岸管理者の許可が必要。	C		海岸管理者は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する責務があり、安全性確保の観点から、海岸管理を民間へ開放することは不相当。また、「定借地などの直接借地」の意味が定かではないが、海岸保全区域内の土地の占有許可については、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かの判断をそれぞれの海岸管理者が行っているところであり、占有許可申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、許可することはできない。					1080050	企業・団体が商業目的も含めて、有効に活用できる。地域発展につなげられるように、管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能にする(海辺活用)。	海岸の占有条件を緩和することで、各企業・団体の競争原理が働くことにより商業の最新のトレンドを発信する情報基地としての役割を果たすようになる事が予想される。最終的に、千葉県の沿岸に訪れる観光客へのハード/ソフト両面でのサービスの向上が図られれば観光客も増加し、このことは近隣商業の発展にも寄与し、さらには地方自治体の占有料収入のみならず税収の増加にも繋がることになる。	九十九里浜及び房総エリアに関しては、知名度は十分あるものの観光客数は年々減少する一方である。ところが、海岸線の国有地の管理が、各地方自治体に委ねられている為、中々能動的な発展がみられない。海岸を観光資源として有効活用できることによる経済効果は計り知れないものがある。	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	農林水産省 国土交通省	
1020180	一時的な農地転用許可の緩和	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものによつて利用する場合は、都道府県知事の許可(4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可)を受けなければならない。	C		農地を一時的に農地以外の利用に供する場合であっても、食料の生産基盤である農地の農業上の利用を確保する観点から、農地以外の利用に供した後は再び農地として利用されることを法的に担保する必要がある。また、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障を生じないよう適切な被害防除措置がとられていること等を確認する必要があるため、許可を不要とすることはできない。なお、毎年、同一目的、場所等で定期的に一時的利用に供する場合は、数年分をまとめて許可することも適用上可能である。					1081010	現行法では一時的な農地転用の手続きは市街地調整区域において許可申請を行い農林水産大臣もしくは農林省の許可を要するが、認定された農地転用特別区域計画で、利用後、耕作の目的に供されることに支障がないことから、現行法で必要な農地転用(一時転用)許可を不要とするか、もしくは簡素化する。簡素化する場合は、簡素化の通知制とし、前年度実施時と行為の変更がない場合には、通知時の添付書類を不要とする。	認定された地域再生計画の実現を図る事業について、実施に伴う法令手続等の事務処理を削減することで、民間主導の催事への展開と更なる拡充を図り、継続的な地域経済活性化の事業の定着を目指す。具体的には、認定された地域再生計画に資する地域特性を活かした事業の実施の際、当日参加者の駐車場を確保する目的で休耕農地を一時利用する場合、車列りや整地行為のみで、利用後、耕作の目的に供されることに支障がないことから、現行法で必要な農地転用(一時転用)許可を不要とするか、もしくは簡素化する。簡素化する場合は、簡素化の通知制とし、前年度実施時と行為の変更がない場合には、通知時の添付書類を不要とする。	地域再生計画により地域の活性化に資する催事を開催しているが、観光客数は年々減少する一方である。ところが、海岸線の国有地の管理が、各地方自治体に委ねられている為、中々能動的な発展がみられない。海岸を観光資源として有効活用できることによる経済効果は計り知れないものがある。	犬山市	農林水産省	
1020190	土地改良法第15条の特例	土地改良法第十五条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業に付帯する事業を行うことができる。	C		土地改良区は、土地改良事業の施行を目的として設立される法人であり、当該事業の土地・水のつながりにより一定地域の農地全体を対象としなければならないという性格から、土地改良法上、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得、都道府県知事の認可を受けて設立がなされると、不同意も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。また、事業実施に必要な費用については組合員への賦課金によることを前提に、滞納者に対する強制徴収権も付与されているところである。このように土地改良区は土地改良事業の性格に基づき強い公共性・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、土地改良事業の適切かつ安定的な実施を確保する観点から、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに付帯する事業に限定されている。従って、御提案の活動内容については、収益を伴う営利事業であることから土地改良区の性格上、これらの収益活動を認めることはできない。						1092030	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	土地改良区の運営状況が逼迫し、そのままでの継続が困難であると認められる場合に限り、県知事が定款変更時に必要であると判断する収益事業について、これを行うことができるよう提案するものである。	前回提案の際、土地改良区を行うことのできる付帯事業の範囲については土地改良事業と有機的な関連があることを要するものに限定されており、収益事業は認められないことであった。しかし、当該地域の土地改良区では改良事業の減少や組織の縮小により活動の機会が減り、施設の更新や維持管理が活動の中心となる中、組織の認知度も低く、組合員からの賦課金の徴収もままならない状況である。三次市では、市内8箇所の土地改良区を平成18年4月に合併したが、組合員からの賦課金のみで収入を依存する脆弱な運営基盤であるため、現状では組織の運営維持が困難な状況である。このため、組織の経営健全化を趣旨とし、地域の実情に見合った適正な賦課基準の設定を行うとともに、農産物の販売や委託農作業の実施等の収益的施策を行うことにより、経営感覚を備えた自主自立した組織への抜本的改革を図ることとした。	三次市	農林水産省
1020200	NPO等市民による農業振興を推進する場合における農地の一時的転用期間の緩和	農地法第5条、農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12農改B第404号農林水産事務次官通知)、農業振興地域の整備に関する法律第13条	農業振興地域区域内農地の一時的転用に当たっては、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間に限定するものとす。	C		農業振興地域内の農用地区域は、相当長期にわたり農用地として利用すべき土地として、市町村農振整備計画の農用地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用が認められないこととされている。しかしながら一定の一時的な転用については、例外的にこれを認めているところである。ただし、一時的な利用の期間については、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内で限定しているところである。このため、計画地内農地の一時的転用の期間を延長もしくは更新を可能にするという提案は、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることからその実現は困難である。ただし、目的達成のために長期期間を要する場合には、農用地区域から除外して恒久的な転用として対応することが適当と考えられ、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、農地転用許可が可能であることから現行法で実施可能である。	市側は回答文書「実施可能である」にも関わらず、現行条例にとらわれ、国はそう言うも、市は実施できないと言った反応であった。文書を「計画を判断し、例外的に実施して良い」と言うようにならないか。					1096010	農振農用地区域内の農地を一時転用により賃借し、利用しているが、農地法関係事務に係る処理基準について、これを延長もしくは双方の合意に基づき更新したい。一時転用の許可申請時には、農業振興を図るためとまではいえず、「環境公園、多目的広場造成、利用」を行うこととしたい。NPOの会員数も増え、活動も徐々に理解されており、初期目的も叶いつつあるため、今後、団塊世代の定年地元帰定住を支援し、環境教育等、市民交流活動の拠点づくり(活動を一層充実し、当NPOの本来目的である市民側からの農業振興運動を推進したい)。	市民参加を得てこれを基盤とする農業振興による地域活性化を図りたい。具体的には、現在許可を得ている農地の一時的転用について、これを延長もしくは双方の合意に基づき更新したい。一時転用の許可申請時には、農業振興を図るためとまではいえず、「環境公園、多目的広場造成、利用」を行うこととしたい。NPOの会員数も増え、活動も徐々に理解されており、初期目的も叶いつつあるため、今後、団塊世代の定年地元帰定住を支援し、環境教育等、市民交流活動の拠点づくり(活動を一層充実し、当NPOの本来目的である市民側からの農業振興運動を推進したい)。	当該地域は農業振興の必要があるが、長年人と人材時間を掛けても成し得ず農業衰退傾向は継続しており、その解決には市民の農業参加が一契機となると思っている。このため、当NPOでは環境公園の造成など市民利用のための拠点整備などを手がけてきたが、これには農地の転用が必要となる。しかし、農地の一時的な利用のための転用については、その期間が3年以上とされているため、当該農地について期間満了時には現状復旧の上返還することを求められており、現活動の停止の危機を迎えており、市民による農業振興には農用地の長期転用利用が必要不可欠であることから、3年の期間について延長をしい、双方の合意に基づき更新ができるよう緩和を求めるとともに、当該農地は、土地改良事業実施地域であり、農用地区域からの除外ができないことである。	人づ(り)街づ(り)環境づく(り)	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管関係官庁	
1020210	地方公共団体での第5種共同漁業権の取得	漁業法第14条第8項	共同漁業権は、漁場を水産動植物の採捕や繁殖を行う漁業者が共同して利用する性格から、関係地区の漁業者で構成する漁業協同組合に限り免許している。	C		費可からの説明によれば、当該水面で「漁業者」が存在しないことであること。特区であったとしても、漁業法上の共同漁業権が、同一漁場を複数の漁業者が共同して利用するための漁業権であることから、漁業者がいないとの前提での第5種共同漁業権の付与は、対応が困難です。 漁業権の設定がされていない公共水面については、一義的に北海道内水面漁業調整規則により管理されることとなり、漁業調整、水産資源の保護増殖について必要な対応が可能と思われるが、申請のうち、調整規則による対応ではできないものが何か、具体的にご教示願います。 なお、今後の本提案に係る検討の参考としたいので、下記の内容について、ご教示願います。 ・漁業関係法令上、漁業者とは、専業者に限らず、営利を目的(市場等で、販売するなど一定の利益を得る)として反復継続して水産動植物を採捕している者としていますが、千歳市に限らず、近隣に居住する人を含め、こうした定義をした場合についても、本当に1人もいないのですか。 ・いるとしたら、年間、どの程度従事していますか(準備期間を含む)。 ・一定程度存在しているとすれば、組合の設立も可能かと思われるが、なぜ、設立できないのですか。	1 町では、漁業権が設定されておらず、自由に釣りが行われているために漁業資源の枯渇を招きかねない現状を改善するために、安定的な増殖を図るための費用の徴収や遊漁規則の制定などを行うために、その前提となる漁業権が必要と提案しているものである。回答では、北海道内水面漁業調整規則により、漁業調整、水産資源の保護増殖について必要な対応が可能とのことであるが、上記の内容は、道知事が同内水面漁業調整規則を改正することにより実現できると考えられ、また、同規則等に基づき、資源管理のための遊漁規則や遊漁料等に相当する費用を徴収している例があればご教示されたい。 2 町は、魚が一度は途絶えたという屈斜路湖の地域事情や、元来資源が乏しい内水面の特性等から、漁業組合の設立が経済的に成り立たないと考えられる中で、漁業資源を維持し、かつレクリエーションとしての振興を図りながら地域活性化を図るために漁業権の取得を求めているものである。漁業法の範囲に含み得ないとするのであれば、上記の提案趣旨を踏まえ、水産業の振興に資するとの観点から、漁業法に提案者の主張する何らかの権利を位置づける等、提案の趣旨を実現することについて検討できないか、右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。	屈斜路湖の遊漁における魚資源の管理には、総合的なルールづくりが必要ですが、内水面漁業調整規則では、禁漁措置(期間、場所)は可能であっても、遊漁資源の増殖や環境整備を目的とした有料化、再放流(C&R)区域の設定、釣捕数の制限、細かな漁具の制限(釣り針、釣り方など)は事実上不可能と思われる。このため、第5種共同漁業権の取得が重要である。第5種共同漁業権の取得が実現できれば、漁業調整規則のみでその一端を制限することに十分な効果は期待できない。	C		1 第5種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同して利用して漁業を営むことを前提としたものです。屈斜路湖においては漁業者又は漁業を営もうとする者が存在せず、今後も見込めないことであるため、漁業を営む者の利益を第三者から保護するという漁業権の趣旨からして、今回の特区申請の提案については第5種共同漁業権での対応はできません。 2 ただし、屈斜路湖の自然環境と魚類資源を活用した地域振興の要望については、新規の立法によらずとも以下の手法を組み合わせた振興策により、達成が可能と考えます。 ・魚類の資源管理や保護に関しては、漁具・漁法の制限、禁止区域や禁漁期間の設定については北海道内水面漁業調整規則により対応が可能であり、また年次制限や屋敷制限については資源状況や利用実態により内水面漁場管理委員会指示による対応が可能です。 ・行政庁における金銭の徴収については、漁業調整規則に基づいて行うことはできませんが、海面で行われている種苗放流についての協力金や、法定外目的税の例により、遊漁料とは別の形で利用者から金銭を徴収することは可能です。 ・なお、キャッチアンドリリース等の制限については、ローカルルールとして関係者間での協議によって解決すべき課題と考えます。 3 水産庁としては、北海道とも十分協議し、現行制度を活用して、提案内容の実現が可能となるよう、前向きに対応したいと考えております。	1105010	漁業法において、第5種共同漁業権は、権利を漁業者のみに認められている。これを、全国的な内水面漁業における資源の枯渇(経営不振)や担い手不足、高齢化問題などの実態と、地域的な特徴(水質が不安定)を踏まえ、屈斜路湖を特設して、禁漁区域や禁漁期間の指定(既存の漁業権が無い又は冬期閉鎖地域に限定した地域)の活性化を図られる。	屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性が期待される。産卵河川の保護や利用規則(ルール)の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。	屈斜路湖は昭和13年に発生した屈斜路湖地震により酸性化し、それまで生息していた魚類が死滅したため漁業権や漁業者は存在しない。 また、海面に比べ資源に乏しく、市場性のある漁獲が期待できないことや、更なる地震による水質の悪化も想定され、今後も漁業者が就業する見通しは無く、漁業協同組合が組織される可能性は少ない。 町や民間協力団体が、長年(昭和43年-)資源の回復願ひ、試験放流を試みてきた。 近年、水質の浄化により魚資源が徐々に回復の兆しをみせ、釣り人も増えている。 しかし、釣り人が増えることは良いことだが、無秩序に釣られては、たちまち資源が枯渇する。 町では安定的に増殖や保護など資源管理を行いたい、そのためには漁業権が必要となる。 これを得た場合は、町で遊漁条例等を定め安定的な増殖及び資源管理を行い、新たな滞在型体験観光メニューを創造し、地域経済の安定と活性化に寄与できる。	第5種共同漁業権	農林水産省	
1020220	第2種区画漁業権における免許の面積要件や規模など法律の明確化による漁業権の取得	漁業法第6条第4項第2号	第2種区画漁業権は、人工又は天然の阻障の中で養殖業を営む者にに対し免許される。	C		第2種区画漁業権は、一定の区画内において養殖業を営む者に對し与えられる免許であり、その区画の範囲は事業規模、養殖手法等を勘案し、都道府県知事が判断するものであることから、特区としての対応は出来ない。	都道府県知事が漁業権交付可能と判断する場合は、提案内容は実現可能と考えられ、右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。	地方公共団体が取得可能な内水面での漁業権は、第2種区画漁業権ですが、北海道との協議では、明確な法的基準が無く、屈斜路湖のような大規模な湖での免許をした前例が無いと言いつつ、免許は不可能との見解が示されているため、特区による、規模や面積要件の明確化を求めたい。 国内には、第2種区画漁業権を取得して、魚の増殖により遊漁のニーズ(野生化した魚)から、先進的な地域振興策とされており、屈斜路湖では、湖全体を活用し、魚類資源の増殖(養殖業)を行うことにより、持続的に地域活性化を図ることが目的であり、是非とも配慮をお願いいたします。	C		1 第2種区画漁業権の要件(面積や規模)が示されていない。結果、免許基準では不明確かつ曖昧な点が多すぎたため、全国的なばらつきがみられ、全国水準での漁業法の明確化を求め、屈斜路湖全域が第2種区画漁業権の免許可能水域に該当するかを明らかにする。更に、明確化が図られ、基準に該当しない場合は、規制緩和を求め免許を可能とする。	1 第2種区画漁業権の要件(面積や規模)が示されていない。結果、免許基準では不明確かつ曖昧な点が多すぎたため、全国的なばらつきがみられ、全国水準での漁業法の明確化を求め、屈斜路湖全域が第2種区画漁業権の免許可能水域に該当するかを明らかにする。更に、明確化が図られ、基準に該当しない場合は、規制緩和を求め免許を可能とする。	1105020	漁業法において、第2種区画漁業権の免許要件(面積や規模)が示されていない。結果、免許基準では不明確かつ曖昧な点が多すぎたため、全国的なばらつきがみられ、全国水準での漁業法の明確化を求め、屈斜路湖全域が第2種区画漁業権の免許可能水域に該当するかを明らかにする。更に、明確化が図られ、基準に該当しない場合は、規制緩和を求め免許を可能とする。	屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性が期待される。産卵河川の保護や利用規則(ルール)の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。	屈斜路湖は昭和13年に発生した屈斜路湖地震により酸性化し、それまで生息していた魚類が死滅したため漁業権や漁業者は存在しない。 また、海面に比べ資源に乏しく、市場性のある漁獲が期待できないことや、更なる地震による水質の悪化も想定され、今後も漁業者が就業する見通しは無く、漁業協同組合が組織される可能性は少ない。 町や民間協力団体が、長年(昭和43年-)資源の回復願ひ、試験放流を試みてきた。 近年、水質の浄化により魚資源が徐々に回復の兆しをみせ、釣り人も増えている。 しかし、釣り人が増えることは良いことだが、無秩序に釣られては、たちまち資源が枯渇する。 町では安定的に増殖や保護など資源管理を行いたい、そのためには漁業権が必要となる。 これを得た場合は、町で遊漁条例等を定め安定的な増殖及び資源管理を行い、新たな滞在型体験観光メニューを創造し、地域経済の安定と活性化に寄与できる。	第2種区画漁業権	農林水産省
1020230	土地の区分所有		土地改良法において土地の区分所有を制限する条文はないことから、当該提案に対して農林水産省では対応できない。 なお、提案者の地域において土地改良事業の完了が遅れていることから当該提案をいただいたところであるが、当該提案にある土地改良事業は、土地改良法(以下「法」という。)第95条の規定に基づき、農業協同組合や法第3条に規定する資格を有する者数人が共同して施行する数人共同施行等として実施されるものであって、農業者が自由に組織する(任意加入)団体が専ら個々の加入者の個別の利益のために行うものである。このため、公共法人である土地改良区が公共性の観点から2/3以上の同意のもとに強制的に実施する事業とは性質を異にし、法第95条第7項に掲げる権利を有するすべての者の同意を要することとされたものである。 従って、当該提案にある土地改良事業を円滑に完了するには、農、市、土地改良事業団体連合会等の関係機関と連携しつつ、関係権利者全員の同意が得られるよう話し合いなどによる地元調整を十分に図っていただきたい。	C					C		1971年に土地改良法第95条3項の認可を得てスタートし、1979年に予定の水没防止のための盛土工事が完了したにもかかわらず一部関係者の賛成が得られず事業全体の頓挫しているJR上野原駅南口土地改良事業の対象面積(12817坪)を1棟の超高層マンションに、個々の地権者の事業開始前の地権に応じて割り振りされるJR上野原駅南口の整備を南口駅前駐車場画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる。	当該土地改良事業着手以前の地権者の地権を盛土工事の進捗状況に応じて、土地の資産価値を駐車場からの現金収入の形で年々高くなることにより、地権者に先づ伝来の土地が収用されることになり、継続的現金収入が保障されるというメリットを以て、区画整理事業への賛意を取り付ける。これを契機として行政が、既成事業化の進行の中に、個々の地権者の事業開始前の地権に応じて割り振りされるJR上野原駅南口の整備を南口駅前駐車場画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる。	道が狭く、坂が多く、平地が僅少という河岸段丘特有の生活に不便な地勢の上野原市のJR上野原駅南口には12817坪もの土地が土地改良事業参加者の士長の同意が得られないために35年間も放置され、今も打開の目途が立っていない。所在地、手続を踏んで土地を収用するのは事業打開の正攻法であり、マンションに認められている区分所有を「上野原」という河岸段丘特有の生活に不利な地勢の上野原市の活力の吸引と少子化・高齢化に見舞われている上野原に限って特区として認めることは地域活性化のための最大かつ緊要な課題である。本件は、憲法に保障された財産権を公共目的の観点から合理化するための新しい手法である。	山梨産業情報交流ネットワーク 構造改革特区・地域再生研究会	法務省 農林水産省			
1020240	第5種共同漁業権の譲渡もしくは貸付要件の緩和	漁業法第26条第29条	漁業権は相続等以外の移転及び貸し付けの目的となることができない。	C			特区提案は、あらかじめ関係自治体等の意見を確認しなくてはならないものではない。提案を実現するにはどうすれば良いかという観点から右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。	私が今回個人として提案させて頂いた理由は、王滝村、木曾川漁協の賛同が得られた場合に、この事項の要件が特区として対応できるかどうかを調べるためである。なぜなら法律上不可能な要件を、村や漁協に働きかけたとしても、既存の制度では実現不可能という結果になる。また、今回の検討要請回答を踏まわり、特区提案を実現するにはどうすれば良いかという観点から右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。	C		1 漁業権は、水面の総合利用という観点から漁業調整の手段としての範囲内で認められた公的性格を持つ権利であり、自らの意思で経営する者に漁業を営む利益を第三者から保護しようというところにかんがみ、漁業法第26条「漁業権の移転の制限」及び第29条「貸付の禁止」が規定されていることから、今回の提案は対応できません。 2 なお、移転又は貸付の相手先として王滝村を指定していますが、第5種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同して漁業を営むこと又は採捕することを前提とし、適格要件を漁業者又は採捕者を構成員としている漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限っており、王滝村は、漁業者又は採捕者を代表していないことから共同漁業権の適格要件を欠き漁業権となることのできないため、本提案は対応できません。	長野県木曾郡王滝村に對して木曾川漁業協同組合より、王滝村内に流れる河川すべての第5種共同漁業権の譲渡、もしくは一定の条件内の貸付を可能とする。	長野県木曾郡王滝村内の王滝川水系全ての第5種共同漁業権を地方自治体の取得とすることにより、自然保護、河川環境保護、及び日本固有種であるヤマイトワナ、アマゴの保護と古来の天然魚を復活させる村営の法人を立ち上げる。疑念のみ、パースプレックのみ、キャッチアンドリリースのみの特別な遊漁規則を全川水系の河川に設け、原種の種苗放流を徹底した河川管理を行うことにより、ヤマイトワナ、アマゴの、質、サイズ、量を確保する。それを目的に集まるであろう日本及び全世界の遊漁主体から、特別な遊漁料を徴収し、王滝村の地域再生に貢献する。(別紙 事業内容書あり)	王滝村の立地条件では、地域再生を望む場合、自然を前提とした観光業しか考えられない。また王滝村の地理的状況は、王滝川水系すべてを囲むかたちで形成されており、観光という地域再生を考えた場合、王滝川を利用することが最も適している。また、内水面の、特に鮎漁の存在しない里山や山岳渓流地帯においては、漁業協同組合の存在自体に疑問がある。現代において、里山、山岳渓流で職漁師は存在しない。にもかかわらず、漁業とすることで、山岳渓流を全川水系の河川に設け、原種の種苗放流を徹底した河川管理を行うことにより、ヤマイトワナ、アマゴの、質、サイズ、量を確保する。それを目的に集まるであろう日本及び全世界の遊漁主体から、特別な遊漁料を徴収し、王滝村の地域再生に貢献する。(別紙 事業内容書あり)	個人	農林水産省		
1020250	有機農業特区	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき(有機認定に際し、登録認定機関は、独自に定めた認定業務規程によりそれぞれ認定業務を行うことが可能であり、例えば、集落に属するグループの構成員とその構成員がそれぞれ所有する畑地が全体として認定されている例もある。また、有機認定に要する料金も同様で、面積あたりの認定料金を定めている登録認定機関も存在するので、すべての登録認定機関が筆数比例がある料金体系をとっているわけではない。なお、有機認定を取得するためには、当該畑地が「有機農産物の日本農林規格」に定める基準を満たしていること等を登録認定機関が確認する必要があることから、当該畑地は、特定される必要がある。	生産行程管理者は、畑地又は事業所ごとに登録認定機関の認定を受け、登録認定機関は、独自に定める認定業務規程に基づき認定業務を行う。	D					D		有機認定を受ける圃場では、有機認定を受け、圃場の森林等部分を見直し、点在する小面積の複数農地を一律として認定登録できるようにする。	山間部では小面積の農地が森林の中に点在し、通常の有機認定で認定を受けようとするかかわらず、あるいは有機栽培できているにもかかわらず有機認定取得が来ない又は意欲が起きない状態となっている。小面積の複数農地を一律として認定登録できるようにする。	通常の認定方式では筆数への料金比例部分が負担となり、面積当たりの認定費用が膨大となるため、有機栽培適性があるにもかかわらず、あるいは有機栽培できているにもかかわらず有機認定取得が来ない又は意欲が起きない状態となっている。小面積の複数農地を一律として認定登録できるようにする。	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社(じ)ら、有限会社オダタ、有限会社四万十(じ)ら、個人	農林水産省			

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020260	圧雪車及びヘリコプターを利用したバックカントリーツアーにおける国有林野使用許可要件の緩和	国有財産法第18条第3項	行政財産である国有林野は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。	D		行政財産である国有財産は、国有財産法第18条第3項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。国有林野の適正な管理経営に支障がないと判断されれば、使用を許可することは可能である。本提案である圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての国有林野の使用許可については、提案事由にも示されているとおり、試験的に実施した昨シーズンに使用を許可したところであり、来シーズンについても、ほぼ同様の内容であれば、使用を許可できるものとする。なお、今後の使用許可に当たっては、圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点のほか滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討し、必要があるものとする。	提案者は、「森林管理局からは関連法案・通達等の規定が無く、どのように処理すべきかを慎重に議論する必要があるため、来シーズンのツアーは時間的に許可できない」と回答していることであるが、これは訂正するというところで良いか、右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。		D	・国有林野の管理経営については、重点的に発揮させるべき機能発揮の観点から望ましい森林資源の状態を維持し又はこれに誘導するため、個々の林況や社会的要請等を踏まえ、伐採や造林の方法、施設の整備の内容を適切に選択するなどにより適切に管理経営することとしている。国有林野の使用を許可するか否かを審査するに当たっては、各種法令を遵守しているか否かという点もより、こうした管理経営の方針に即して支障があるか否かを判断することとなるが、具体的判断に当たっては、個別事例毎に該当する国有林野の置かれた林況等の現況、申請のあった使用の目的、規模、施設設置の内容等を勘案して慎重に判断することとなる。 ・今回提案に来シーズンの使用許可の取扱いについては、申請内容や申請区域の状況等が昨シーズンと同様であれば使用許可できるものと考えているが、補足資料に記載された「昨シーズン使用区域近隣の新たな圧雪車走行ルート」等の部分については、具体的な区域や規模等が明らかでないため、当該区域を所管する森林管理課に許可申請して頂き、使用許可の可否を判断させて頂くこととしたと考えている。 ・来シーズンにも、ほぼ同様の内容であれば、使用を許可できると考え、とありますが、具体的にはどの程度の相違が認められるかを確認したい(思いますが)相違の具体例を補足資料に記載)。 ・今後の使用許可に当たっては、圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点のほか滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討し、必要があるものとする。とあるが、滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討する理由を説明した(存じます)意見の詳細を補足資料に記載)。	1120010	国有林野内で行うバックカントリーツアーについて、環境調査及び安全対策を適切に行い、森林管理課のチェックを受けるなど一定の要件を満たした場合には圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。そこで昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリースキーツアー)を今後本格的に商品化する中で市場小傾向のスキー業界の活性化を目指す。具体的には本サービスへの国有林野使用許可について現在関連法案・通達等の規定は無いものの、次年度も継続してバックカントリーツアーを目的とした圧雪車走行コースの使用を許可する。この先進的取り組みの継続的実施を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 昨シーズンのヘリ・キャットツアーについては森林管理局・森林管理課へ結果報告し、安全対策・環境上問題が無いことが確認済みである。また、顧客満足度は非常に高く、時代のニーズに合致している。スキー業界関係者の関心も高い先進的ケースであるので来シーズンも継続実施することは地域及び業界活性化につながると考えている。 しかし、森林管理局からは関連法案・通達等の規定が無く、どのように処理すべきかを慎重に議論する必要があるため、来シーズンのツアーは時間的に許可できないという回答である。 であるならば、昨シーズンとは異なるツアー内容であれば、環境への影響、安全対策など実質的には問題は無いと考えられるため、再度簡易的に(例:本年同様のテストケース)処理することでは可能ではないか。また、元来、国有林野内の圧雪車走行については規定が存在していないため規制できないのでは無いかと思われる。	株式会社 森林野リゾート	農林水産省 国土交通省	
1020270	バックカントリーツアーで利用する圧雪車・ヘリコプターの「森林と人との共生林(自然維持林タイプ)」への乗り入れ制限緩和	国有財産法第18条第3項	行政財産である国有林野は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。	D		行政財産である国有財産は、国有財産法第18条第3項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。国有林野の適正な管理経営に支障がないと判断されれば、使用を許可することは可能である。圧雪車走行ルート及びヘリコプターの離発着地点としての使用については、「森林と人との共生林(自然維持林タイプ)」においても、積雪時に使用されるなど、国有林野の管理経営上支障がないことが確認されるのであれば、許可することがある。なお、根拠法令等として、「国有林野におけるスノーモビリティコースの取扱いについて」及び「国有林野におけるスノーモビリティコースの設置に当たっての留意事項について」を準用するところがある。この通知は圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点の取扱いについて規定してあるが、したがって、「森林と人との共生林(自然維持林タイプ)」への圧雪車・ヘリコプターの入山についても、この通知において規定しているわけではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。		D	・国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号)第22条の2において、「国有林野を使用させる場合には、国土の保全その他の国有林野が有する公益的機能を考慮しなければならない。」としており、「森林と人との共生林(自然維持林タイプ)」に区分する国有林野については、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野であることから、圧雪車やヘリコプターの乗り入れについて、乗入区域、期間、使用人数等の事業計画の内容から、これらに支障を生ずるか否かを個別に判断することとなる。なお、「森林と人との共生林(自然維持林タイプ)」の国有林野における過去の事例としては、スキーツアー用のヘリポート敷及びコース敷として、積雪時の短期使用(数日～数ヶ月程度)を許可した事例がある。 ・圧雪車及びヘリコプターの離発着地点の取扱いについて規定している法令としては、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び自然公園法(昭和32年法律第161号)がある。自然環境保全法第17条第1項では原生自然環境保全地域内において、自然公園法第13条第1項及び第3項では特別地域内及び特別保護地域内において、車両等(又は動力船)を使用し、又は航空機を着陸させることが禁止されている。これらを行うには、行政庁の許可を受けなければならないとされている。	1120020	林野庁課長通達(内部規定)で制限している「森と人との共生林(自然維持林タイプ)」への圧雪車・ヘリコプターの入山について、環境調査を事前にを行い、かつ、その結果や安全対策等で森林管理課のチェックを受けるなど一定の要件を満たす場合には圧雪車走行ルートとしての使用及びヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリーツアー)の魅力を上向き。近年市場が伸びていることに加え、林野庁における森林機能タイプの「森と人との共生林(自然維持林タイプ)」は山頂や尾根のチェックを受けるなど一定の要件を満たす場合には圧雪車走行ルートとしての使用及びヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。この先進的取り組みの継続的実施を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 通達が圧雪車乗り入れを制限する趣旨は自然環境の保全である。林野庁は自然維持タイプの区域を「環境を悪化させた場合に回復不能な自然回復困難地」と位置付けており、趣旨は理解できる。しかし、当該地域の環境を事前調査し、極端な悪影響を及ぼさないことが確認できれば乗り入れを制限する合理的な理由は無いと考えられる。 懸念点としてはツアー中の安全確保も考えられるが、これも安全対策内容が適切に事前確認すれば足りると考えられる。 ヘリの離発着地点についても、自然維持タイプを使用許可対象としないのはと同様の趣旨であると考えられる。一定の要件のもと、緩和する事は合理性があると思われる。 顧客からは長い滑走距離、急斜面、景色の良さなどをツアーを求める声も強く、本提案が実現するとともにニーズに合致した商品になる。同時に冬の景観らしさ、大切さを伝えることで環境保護も浸透していきたいと考えている。	株式会社 森林野リゾート	農林水産省 国土交通省	
1020280	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げ	農地法第4条、5条、農地法附則	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C		農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。現在、4ha超の農地転用については農林水産大臣の許可とするともに、2ha超4ha以下の農地転用については農林水産大臣に協議を要することとしているが、これは、転用面積が大きいほど優良農地が含まれる可能性が高く、周辺農地の営農条件等農業生産に与える影響が大きいため、また、大規模な転用になるほど利害関係者が多くなること等から、国が客観的に全国的な視野に立って総合的に判断する必要があるためである。 総合規制改革会議第3次答申においても、転用規制の運用が地方行政に委ねられていることが地権者の利益を反映することにつながっており、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとなっているとの指摘を受けているところである。 また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け検討を行ってきた食料・農業・農村政策審議会において、農地転用許可権限の在り方を含む農地制度の在り方が議論されてきたところであるが、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ慎重な検討を行うべきとの意見があったところである。このような議論を踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	C	農地転用の許可事柄は、すでに全国統一の基準により行われており、自治体で取扱いに大きな相違はない。県の自治事務として農地転用許可の厳格な運用を行うことは可能であると考える。 現在の大臣許可基準は4ha超となっているが、平成16年大臣許可の農地転用面積1件当たりの全国平均面積が7.5haであるため、8ha超に設定することが適当な基準と考える。	1122130	農地法に基づく(農地転用)許可について、知事許可(2haを超え4ha以下)に係る事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。 近畿農政局より提供された平成16年度データより、農地転用1件当たりの全国平均面積が7.5haのため、8ha超が適当な基準と考える。	事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げにより、従来国の許可で事前審査を要した時間が短縮され、事務処理の迅速化が図れる。また、転用許可基準の審査で、他法令上の許可見込み等の協議・調整が円滑に行える。	国の許可では、事前審査、本申請と許可まで相当の時間と許可を要するが県許可により時間短縮等が図られる。農地転用の許可事柄は、すでに全国統一の基準によって行われており、取扱いに大きな相違はないと考える。	兵庫県	農林水産省		
1020290	鳥インフルエンザの病性検査に用いるH4亜型同定用抗血清の家畜保健衛生所への配布(鳥インフルエンザの病性検査を家畜保健衛生所で実施可能とする)	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	C		家畜の伝染性疫病のうち、高病原性鳥インフルエンザのほか、牛疫、口蹄疫等の伝播力や病性が強(国際的にも重要視されている)疾病については、病原体の適正な取扱いや検査水準の確保などが必要であること、検査結果及びその取扱いが如何である、全国的な防疫措置を図る必要があること、国家防疫上、社会に与える影響が大きいことが想定されることから、全国一律の判断基準のもと、動物衛生研究所において一元的に対応することが、的確な防疫対応を図る上で重要と考える。 具体的には、鳥インフルエンザウイルスは、多くの血清型(H1、H16、N1～N9)が存在し、かつ変異が容易に起こるといふ特徴を有しているため、多量の血清を常時整備していなければ正しい判定ができない可能性がある。従って、調査家のような限による検査では正しい判定ができない恐れがあり、特区としては適当でないと考えている。 なお、適切な病性鑑定のためには、すべての血清を常時整備していただくこと、適切な判断ができる経験があること等が必要であるが、現在のところ動物衛生研究所以外では上記の件について十分ではないと判断している。 いずれにしても、疾病のまん延や風評被害を回避するためには、初動防疫、報道機関への公表のタイミング等が極めて重要であることから、今後とも、国が公表している家畜防疫指針に基づいて、各地方自治体と国の連携を密にし、迅速な検査や的確な初動防疫に努めることが必要とされている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	C	高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際し、県は速やかに当該農場のみならず周辺農場(5～30km)に対し移動自粛を要請する等、迅速に本病のまん延防止を措置する必要がある。家畜保健衛生所は、迅速な防疫措置に資するため、家畜保健衛生所段階で分離されたA型インフルエンザウイルスについて、速やかにH5及びH7亜型同定用抗血清を用いた赤血球凝集抑制反応検査を行い、高病原性であるか否かの確認を可能とする体制整備を提案するものであって、確定診断は現行どおり動物衛生研究所で実施することになる。 本病ウイルスには多くの血清型が存在し、かつ変異が容易に起こることは承知しているが、高病原性鳥インフルエンザの診断はH5及びH7亜型を対象に検査すれば事足りると、HA亜型の同定に影響を及ぼす種のウイルス変異は少ないと考えられること、赤血球凝集抑制反応検査は家畜保健衛生所が通常実施している検査であり現状でも技術的に十分対応可能であること、病性鑑定研修(ウイルス部門)において技術習得することは可能であること等から、動物衛生研究所以外であっても同検査に対応できると考える。 なお、県が行う初動防疫及び報道機関への公表のタイミングについては、国(動物衛生課)と十分協議したうえで連携して実施することは言うまでもなく、家畜防疫指針に基づいた防疫措置は重要であると認識している。	1122140	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を家畜保健衛生所に配布する。	家畜保健衛生所で発育鶏卵培養法によりA型インフルエンザウイルスHA亜型の同定は独立行政法人動物衛生研究所(茨城県つくば市)のみで実施されている。そのため、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送時間を要し、移動制限、検体処分、消毒等の防疫措置の開始が遅れる。	現在、養鶏農場等における高病原性鳥インフルエンザの診断となるA型インフルエンザウイルスHA亜型の同定は独立行政法人動物衛生研究所(茨城県つくば市)のみで実施されている。そのため、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送時間を要し、移動制限、検体処分、消毒等の防疫措置の開始が遅れる。	兵庫県	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020390	農業振興地域の除外及び農地転用の許可に関する規制緩和	農地法第4条、第5条、農振法第13条	農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可(4ヘクルールを超える場合は農林水産大臣の許可)を受けなければならない。農用区域内農地の転用の場合には、市町村農振整備計画を変更し、農用地区域から除外をすることが必要である。	C	-	<p>高速道路建設のための住宅の移転先であっても用地選定の調整は可能と考えられるが、農用地区域からの除外や農地転用を当該地権者の希望どおりに認めることとした場合、土地利用の混在化を招き、優良農地の確保に支障をきたすこととなることから、提案の実現は困難である。</p> <p>なお、居住者の日常生活や業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、集团的農地などの良好な営農条件を備えている農地であっても、市町村が認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外し、たうえで転用が可能である。</p>			C	-		1169020	<p>高速道路の建設に伴う用地補償について、市街化調整区域内の田畑を宅地開発のための用地取得できるように規制を緩和する。また、農地転用において集落と連たんしていない農地についても許可されるように規制を緩和する。</p>	<p>高速道路建設のために使われる宅地の代替地として、市街化調整区域内の田畑を特例で農業振興地域除外し、使用できるようにする。また、集落と連たんしていない土地への移転を希望する際にも、特例で農地転用の許可を行い、使用できるようにする。</p>	<p>今後、姫路鳥取線及び山陰自動車道(以下「高速道路」という。)の用地取得において、各地権者から市街化調整区域の田畑を代替地として利用したいという申出がなされることが想定される。その場合に、農地法の規制によって市街化調整区域内の土地や連たんしていない土地が代替地として使用できなければ、高速道路用地の買収がスムーズに進まなくなる可能性がある。高速道路の早期開通をめざして、地元住民の理解を得ながら事業遂行するためにも、農地法の特例をお願いしたい。</p>	鳥取市	農林水産省